

「令和4年度島根県食品衛生監視指導計画（案）」に対するご意見とご意見に対する県の考え方

R4.3.22 島根県薬事衛生課

募集期間 令和4年2月14日～3月14日

意見提出者 1名

| No. | ご意見の内容（概要）  | 県の考え方  |
|-----|---|--|
| 1   | 県内の魚市場の施設の老朽化が激しいため、魚市場および魚市場の冷蔵庫での冷凍製品製造の監視指導の強化をよろしくお願いいたします。 | 島根県では、業種毎に、食中毒発生頻度及びリスク要因を評価し、監視の重要度をランク付けし、監視の重要度の高い施設を優先的に効率的な監視指導を実施しています。その際には、施設基準に適合していること、また、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、違反等が認められた場合は直ちに適合するよう指導しています。<br>ご意見いただいた内容は計画には盛り込みませんが、関係機関とも共有し、施設への立入監視業務の参考とさせていただきます。 |